

県道の路線の認定及び廃止について

県道の路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第7条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 認定する路線

路線名	起 点	道路法第7条 第1項該当号
	終 点	
平良新里線	宮古島市平良字西里	第1号
	宮古島市上野字新里	
平良久松港線	宮古島市平良字西里	第1号
	宮古島市久松港	

2 廃止する路線

路線名	起 点
	終 点
平良新里線	宮古島市平良宮古地方庁
	宮古島市上野字新里
平良久松港線	宮古島市平良宮古地方庁
	宮古島市久松港

平成29年6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県道の路線を認定し、及び廃止するには、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。